令和８年１０月１４日

特定事業者関係行政庁担当課・室長　殿

財務省国際局調査課対外取引管理室長　山下　弘史

外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について

平素より大変お世話になっております。

我が国では、国際連合安全保障理事会決議等を誠実に履行するため、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号。以下「外為法」という。）第１６条第１項、第２１条第１項及び第２４条第１項の規定に基づき、資産凍結等経済制裁対象者（以下「制裁対象者」という。）に対する資産凍結等の措置を講じております。

今般、令和６年３月２２日付外務省告示第８２号（タリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件）並びに令和６年１２月９日付外務省告示第３９５号（タリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件）の官報訂正を行いました。

つきましては、所管する特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成１９年法律第２２号）第２条第２項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）に対し、以下の内容及び別添を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

・特定事業者の管理者は、別添の内容について当該特定事業者の関係部署等に直ちに周知すること。
・特定事業者は、整備している制裁対象者リストについて、直ちに最新の情報に更新すること。
・特定事業者は、更新した制裁対象者リストにより、該当する顧客がいないことを直ちに確認すること。確認の結果、該当する顧客を検知した際には、該当者の資産に移動が生じないよう必要な対応を取っていただくとともに、必要に応じて財務省国際局調査課対外取引管理室（電話：０３－３５８１－４１１１（内線６１８９））まで一報いただくこと。

また、特定事業者に対する周知に当たっては、資産凍結等の措置の概要及び制裁対象者リストについて、以下のＵＲＬを参照するよう、併せて周知願います。

【資産凍結等の措置の概要】
https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html
【制裁対象者リスト】
https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

（参考）
外為法に基づく資産凍結等の措置については、外務省告示により措置の対象となる個人・団体を指定し、当該個人・団体向けの支払及び当該個人・団体との間の資本取引等が規制の対象となっております。
当該規制の対象となる支払とは、①当事者間において支払手段を移転する行為（支払手段と同視し得る暗号資産、貴金属その他の財産的価値を移転する行為を含む。）、②①に掲げるものを除くほか、当事者間において証券、動産、不動産に係る権利その他の支払手段以外の財産的価値の移転により債権債務を消滅させる行為（現物決済又は代物弁済により債権債務を消滅させる行為及び贈与を含む。）及び③相殺及び賃借記並びに当事者間の合意に基づき財産的価値の移転を伴わず債権債務を消滅させる行為をいいます。
また、当該規制対象となる資本取引等とは、居住者と非居住者との間の預金取引、信託取引又は金銭の貸付取引等をいいます。

連絡先：〒100-8940　東京都千代田区霞が関 3-1-1
財務省国際局調査課対外取引管理室
電話 03-3581-4111（内線 6189）

以上

掲載日＝令和０８年１０月１４日　　ＩＤ＝Ｓ００５２５－００１０－００　　本　　紙　　自動棒組
特性＝通常　　回校日＝令和　年　　月　　日　　出力＝１０月０５日０８時５８分　　校正回数＝０２　　編２
件名＝◎正誤１　　１０１４　　ＳＥＱ＝１／１　　５行０Ｐ×２２倍０Ｐ

令和六年三月二十二日（号外特第二十五号）外務省告示第八十二号（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件）

掲載日＝令和０８年１０月１４日　　ＩＤ＝Ｓ００５２５－００２０－００　　本　　紙　　会話組
特性＝通常　　回校日＝令和　年　　月　　日　　出力＝１０月０５日０８時５８分　　校正回数＝０３　　編２
件名＝◎正誤１　　１０１４　　ＳＥＱ＝１／１　　１０行７Ｐ×２２倍０Ｐ

（原稿誤り）

六一	上	表中改正後欄一八～一九	「(n)アブデルラフマン・ムハマド・ザフィル・アル・ダビッシ・ジュハニ」の次に「(o)アブ・ワファ・アル・サウディ」を加える。
〃	下	表中改正前欄	〃
〃	上	表中改正後欄終りから一一	「(n)Abdelrahman Mouhamad Zafir al Dabissi Juhani」の次に「(o)Abou Wafa al Saoudi」を加える。
〃	下	表中改正前欄	〃

掲載日＝令和０８年１０月１４日　　ＩＤ＝Ｓ００５２６－００１０－００　　本　　紙　　自動棒組
特性＝通常　　回校日＝令和　年　　月　　日　　出力＝１０月０５日０８時４８分　　校正回数＝０１　　編２
件名＝◎正誤１　　１０１４　　ＳＥＱ＝１／１　　５行０Ｐ×２２倍０Ｐ

令和六年十二月九日（号外特第五十四号）外務省告示第三百九十五号（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件）

掲載日＝令和０８年１０月１４日　　ＩＤ＝Ｓ００５２６－００２０－００　　本　　紙　　会話組
特性＝通常　　回校日＝令和　年　　月　　日　　出力＝１０月０５日０８時４８分　　校正回数＝０４　　編２
件名＝◎正誤１　　１０１４　　ＳＥＱ＝１／１　　４行１Ｐ×２２倍０Ｐ

（原稿誤り）

三上	表中後欄	改正二
〃		
下	表中前欄	改正〃

(e)Muthanna Hareth Al Dhari

(e)Muthanna Hareth Al-Dhari

令和六年三月二十二日（号外特第二五号）外務省告示第八十二号（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
六一	上	後欄 一九	表中改正	表中改正 前欄 一九
〃	下		「(n)アブデルラフマン・ムハマド・ザフィル・アル・ダビッシ・ジュハニ」の次に「(o)アブ・ワファ・アル・サウディ」を加える。	

〃　　〃

上	表中改正		
	後欄		
	終りから		
	一一	「(n)Abdelrahman Mouhamad Zafir al Dabissi Juhani」の次に	
下	表中改正	「(o)Abou Wafa al Saoudi」を加える。	
	前欄		
	終りから		
	一一		

令和六年十二月九日（号外特第五四号）外務省告示第三九五号（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三	上	表中改正後欄二	(e)Muthanna Hareth Al Dhari	(e)Muthanna Hareth Al-Dhari
〃	下	表中改正前欄二	(e)Muthanna Hareth Al Dhari	(e)Muthanna Hareth Al-Dhari